

第 3 期川西町子ども・子育て支援 事業計画の策定について

令和 5 年 2 月 22 日（水）

令和 4 年度川西町子ども・子育て会議

1. 子ども・子育て支援事業計画とは？

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 61 条の規定により、市町村に策定が義務付けられている計画となります。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2. 計画の内容

- ・子ども・子育て支援に対するニーズ調査を行い、必要な子育て支援サービスを把握する。
- ・ニーズ調査に基づいて、「量の見込」、「確保の内容」、「実施時期」等を明記する。
- ・地域を代表する方(保護者、子育て支援事業に従事する方、有識者等)から広く意見を聴いて計画に反映させる。

3. 現在の計画の期間

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 1 期川西町子ども・子育て支援事業計画					第 2 期川西町子ども・子育て支援事業計画				

- ・現在の計画は、第 2 期川西町子ども・子育て支援事業計画
- ・令和 2 年度から令和 6 年度までの期間



第 3 期川西町子ども・子育て支援事業計画は、令和 7 年度から令和 11 年度

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期川西町子ども・子育て支援事業計画					第 3 期川西町子ども・子育て支援事業計画				

4. 第3期川西町子ども・子育て支援事業計画の策定について

令和7年度からの第3期計画を円滑に実行するため、以下のようなスケジュールで計画策定にあたります。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
準備	ニーズ調査 結果分析	第3期計画策定	第3期計画 1年目	第3期計画 2年目

5. 第3期川西町子ども・子育て支援事業計画策定にかかる協力のご依頼

1. ニーズ調査の回答依頼(主に小学生までの子どもがいる家庭向け)
2. 子ども・子育て会議の開催
3. パブリックコメントの募集